

議案第三号

港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十二年二月二十四日

提出者 港区長 武井雅昭

港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

港区職員の給与に関する条例（昭和二十六年港区条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第四項中「いう。」の下に「第十五条第五項及び」を加える。

第十五条第三項中「除く」の下に「。以下「割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間」という」を加え、同条に次の一項を加える。

5 正規の勤務時間を超えてした勤務（週休日における勤務のうち人事委員会の承認を得て区規則で定めるものを除く。以下この項において同じ。）の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間との合計が一箇月について六十時間を超えた職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務一時間につき、

第十八条に規定する勤務一時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

一 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 百分の百五十（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）

二 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 百分の五十
第十八条中「及び第三項」を「、第三項及び第五項」に改める。

付 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

（説 明）

労働基準法の一部を改正する法律（平成二十年法律第八十九号）の施行による労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の一部改正に伴い、職員の超過勤務手当に係る規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。